

2019年3月8日

東日本大震災から8年 私たちの見解

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

東日本大震災から8年目をむかえるにあたり、あらためて犠牲となられた方々に哀悼の意を表します。

宮城県の震災復興計画は、復旧期、再生期を経て、現在の「発展期」も、あと2年度で終了をむかえます。震災からの復旧・復興の歩みは、被災者一人ひとりが悲しみや困難をかかえながら、巨大なジグソーパズルのピースを一つずつ埋めるような、気の遠くなるような営為の積み重ねでした。今この全体像は、いかなる絵柄として私たちの前にあるでしょうか。

県が描いた計画は「単に元にもどせばいいという『復旧』というスタンスではなく、新たな宮城、新たな東北をつくる、そして、これこそが10年後の日本のモデルだというものを目指す」(村井知事)というものでした。それは「創造的復興」というスローガンに象徴されました。しかし今、被災地を見た時、「これこそが日本のモデルだ」という絵柄を見ることはできません。

阪神・淡路大震災から2年後、故小田実氏は次のように述べています。

「国と地方自治体がこれまで推進してきた復興は、つまるところ、建物、道路の復旧、さらには人口島、海上空港の建設など乱開発の再開だった。」「かんじんなことは市民の生活基盤の回復とそのうえでの生活再建」であり、「生活再建を犠牲にした回復は復興ではない」と。東日本大震災被災地復興8年の歩みは、この指摘を繰り返さざるを得ないものです。



災害救助法で「最長2年の供与」と定められている応急仮設住宅に、8年経っても被災三県で1万1288人もが入居したまま、という状況は、それだけで32兆円もの事業費を投入した施策はすでに失敗していると言わざるを得ません。そして多くの被災者にとって終の棲家となる災害公営住宅の建設は遅れにおくれ、今、家賃負担やその増加、健康に強い不安を抱えています。そしてコミュニティ形成の困難さや解体の危機、関連死・孤独死の増加が懸念されています。数千にも及ぶと言われる未修復の住宅で暮らす在宅被災者のおかれている状況は、ほとんどの自治体で把握されていません。

また、自力再建しても二重ローンや災害援護資金貸付金の返済に苦しんでいる多くの方々がいます。ある調査では地域経済が震災の影響を脱したと思う被災者は16%に過ぎず、再建費用の返済に直面し、倒産・廃業の危機にある中小企業が増加しています。県内では被災者の医療費等一部負担免除も、ついに本年度限りで全自治体終了となります。そして仙台市は被災者生活支援室を今月末で廃止するというのです。

確かにハードの復旧・復興は進みました。しかし肝心の「人間の復興」が置き去りになっています。こんな復興で良いはずがありません。

被災地のジグソーパズルの絵柄は、コンクリート色で覆われているのです。



「復興災害」という問題は、阪神・淡路大震災から20年経過後に提起されました。東日本大震災でおなじことを繰り返してはなりません。しかしその恐れが高まっているのが震災から8年たった現状です。

現在の復興施策は被災者主体の復興ではなく、「統治者の一人称復興」です。

復興を憲法13条に定める「幸福追求権」の精神に基づいて、被災者一人ひとりに手繰り寄せ、被災者が納得できるものに転換することは、今ならまだ、ぎりぎり可能です。

私たち東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センターは震災から8年の今、改めて「人間の復興」への政策転換を強く求めます。

以上